

学校いじめ対策組織の取組状況【点検基準】

1 学校いじめ防止基本方針 【法13条、道条例第12条、道基本方針II. 3(1)】		
①	いじめ防止のための年間指導計画（学校いじめ防止プログラム）を作成しているか。 【参考「コンパス」支援ツールNo. 3】	点検
	・アンケート調査、個人面談、いじめ未然防止に向けた取組（学校行事・特別活動・LHR）の計画、校内研修の計画の記載がある。	○
	・上記項目の一部の記載しかない。	△
	・いじめ未然防止に向けた取組、校内研修の記載がない。	×
②	早期発見・事案対処のマニュアルを作成しているか。	点検
	・いじめの相談（早期発見）からいじめの対処の流れを示した記載がある。または、マニュアルを別途作成している。	○
	・上記項目の一部の記載しかない。	△
	・上記記載がない。	×
③	教職員が得たいじめの情報を「学校いじめ対策組織」と情報共有する手順（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）が示されているか。	点検
	・児童生徒等から相談を受けた教職員が、「学校いじめ対策組織」に報告する手順（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）の記載がある。	○
	・上記項目の一部の記載しかない。	△
	・上記記載がない。	×
④	教職員の「学校いじめ防止基本方針」の内容の理解に向けた取組を行っているか。	点検
	・年複数回、定期的に「学校いじめ防止基本方針」の内容について周知している。	○
	・年度初めに1回、職員会議等において、説明し確認している。	△
	・配付するのみで、内容まで確認していない。	×
⑤	児童生徒が「学校いじめ防止基本方針」について理解する機会を設定しているか。	点検
	・年複数回、定期的に「学校いじめ防止基本方針」の内容について周知している。	○
	・年度初めに1回、説明し確認している。	△
	・資料を配付するのみで、内容まで確認していない。	×
⑥	「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているか点検を行い、見直しを行っているか。	点検
	・児童生徒、保護者等からの学校評価の結果を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、毎年、点検、見直しを行っている。	○
	・「学校いじめ対策組織」において、毎年、点検・見直しを行っている。	△
	・毎年、点検・見直しを行っていない。	×
2 学校いじめ対策組織 【法第22条、道条例第23条、道基本方針II. 3(2)】		
①	構成員に「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」を加えているか。 【参考「コンパス」支援ツールNo. 1】	点検
	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、民生委員、警察関係者など地域の人材を加えている。	○
	・「学校いじめ防止基本方針」に規定しているが、実際には、人材が見つからず加わっていない。	△
	・「学校いじめ防止基本方針」に規定もなく、加えていない。	×
②	構成員に「学校いじめ対策組織」の役割を理解する取組を行っているか。	点検
	・「学校いじめ防止基本方針」に「学校いじめ対策組織」の役割を記載し、「学校いじめ対策組織」の会議において、その都度、役割を確認している。	○
	・「学校いじめ対策組織」の会議において、その都度、役割を確認している。	△
	・「学校いじめ対策組織」の構成員まかせにしている。	×
③	「学校いじめ防止基本方針」のいじめ対応の流れ（チャート）等において、教職員個人や学年団等ではなく、「学校いじめ対策組織」においていじめを認知することになっているか。	点検
	・児童生徒等から相談を受けた教職員は、個人で判断せず、その情報を「学校いじめ対策」組織に報告する流れになっていることを、「学校いじめ防止基本方針」に示している。	○
	・児童生徒等から相談を受けた教職員は、個人で判断せず、その情報を「学校いじめ対策」組織に報告する流れになっているが、教職員には、図として示していない。	△
	・児童生徒等から相談を受けた教職員又は学年団がいじめを認知の有無を判断し、いじめを認知した事案を、「学校いじめ対策組織」に報告する流れになっている。	×



学校いじめ対策組織の取組状況【点検基準】

2 学校いじめ対策組織 【法第22条、道条例第23条、道基本方針II. 3(2)】		
④	いじめの報告窓口や集約担当など組織内の役割分担が明確になっているか。 【参考「コンパス」支援ツールNo. 1】	点検
	・報告窓口、集約担当等の役割を分担するとともに、職員に周知している。	○
	・報告窓口、集約担当等の役割を分担しているが、職員に周知していない。	△
	・組織内の役割分担はしていない。	×
⑤	本年度（令和5年4月～9月現在）、定期的に会議を開催しているか。	点検
	・いじめの情報の有無の確認のほか、いじめ事案の対処のため、その都度会議を開催し、複数回開催している。	○
	・いじめ事案の対処のため会議を開催しているが、いじめの情報の有無等の確認のため会議は開催していない。	△
	・いじめの相談があれば随時、開催することとしているが、相談や情報がないため、これまで年度当初の1回しか開催していない。	×
⑥	上記⑤の会議記録を全て作成・保管しているか。	点検
	・すべての会議録を作成し、管理職（校長）に報告している。	○
	・会議録を作成しているが、会議の内容（例. 指導・支援内容）が不明確である。	△
	・会議録の一部が作成・保管されていない。	×
⑦	いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行しているか。【参考「コンパス」追録 支援ツールNo. 12-①】	点検
	・組織的に対応するため「学校いじめ対策組織」において対処プランを策定し実行している。	○
	・支援内容、情報共有、教職員の役割分担の一部を欠いた対処プランを策定し実行している。	△
	・対処プランは作成していない。	×
⑧	いじめの解消の判断を、「学校いじめ対策組織」で行っているか。	点検
	・解消の定義に基づき、被害生徒への面談等を実施して確認後、「学校いじめ対策組織」において判断している。	○
	・「学校いじめ対策組織」において判断している。	△
	・HR担任、学年団対応となっており、「学校いじめ対策組織」にいじめ解消の結果のみにおいて判断していない。	×
⑨	校長は、いじめの認知、対処、解消まで一連の対応状況を把握できる体制になっているか。	点検
	・「学校いじめ対策組織」の集約担当者から、いじめの情報等が随時、報告されるようになっている。	○
	・「学校いじめ対策組織」による会議ごとに報告があがってくる。	△
	・保護者等から学校の対応に苦情が寄せられてから報告があがる状態になっている。	×
3 その他		
①	「コンパス」を参考に、全教職員によるいじめ対応に関する校内研修を行っているか。※取組プラン5	点検
	・年複数回、校内研修会を実施するとともに、個人面談週間前など機会あるごとに生徒等からの相談があった場合の対応方法を確認している。	○
	・年1回、校内研修会を開催し、いじめの認知をはじめ対応について共通理解を図っている。	△
	・学校全体で校内研修会を開催していない。	×
②	生徒・保護者等から教職員（部活動顧問）に相談のあったいじめの情報を、個々の教職員の判断で対処するのではなく、「学校いじめ対策組織」で情報を共有・対処するための手立てを講じているか。	点検
	・学年団会議や部活動顧問会議等により生徒や保護者等から相談等の有無を確認し、「学校いじめ対策組織」への報告漏れの有無を確認している。	○
	・定期的に、教職員に報告するように周知している。	△
	・特に手立てを講じてしない。	×
③	本年度（令和5年4月～9月現在）、いじめの認知件数がない場合、そのことをすでに児童生徒及び保護者に公表し検証しているか。	点検
	・今年度、すでに便りやホームページ等を活用して全ての児童生徒及び保護者に公表・検証してもらっている。	○
	・今後、公表・検証する予定である。	△
	・公表・検証する予定はない。	×